

補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の条件

補助金額

1 雪対策のための改修工事		
(1) 消融雪設備設置 ・屋根又は住宅敷地内の雪を溶かすための電気、温水循環及び散水式の融雪設備の設置又は取替え工事であること。 ・屋根融雪の場合、屋根の少なくとも一面において全面又は全長にわたる融雪設備を設けること。 ・敷地の消融雪においては、以下のいずれかに該当する工事であること ①散水管(消雪パイプ)を埋設するもの ②水栓を立ち上げ、ホース等により散水するもの ③融雪槽に雪を投入し、温水の散水等により雪を溶かす埋設型の融雪機の設置 ④地下水を利用する設備がすでに設置されている場合に行うさく井工事	屋根融雪(軒先)	8,900 円/m
	屋根融雪(屋根面)	7,200 円/m ²
	敷地の消融雪	200,000 円/戸
(2) 屋根勾配変更 ・屋根を自然落雪型の勾配(4寸勾配以上)または無落雪型の屋根(1寸勾配以下)に改修する工事。 ・建築物全体の屋根の過半の改修であること。 ・建築確認申請が必要な場合、確認済証が交付されていること。 ・屋根の頂部に雪割を設置する工事であること。	屋根勾配変更	200,000 円/戸
	雪割設置	3,700 円/m
(3) 落雪防止装置設置 ・屋根に落雪防止装置を設置するか若しくは取替する工事又は、屋根からの落雪の飛散防止のために地上又は軒先にフェンスを設置する工事であること。 ・雪止め金具等を設置する場合、屋根面の少なくとも一面において全面又は全長にわたって施工されること。 ・屋根からの落雪が隣地等へ飛散することを防止するためにフェンスを設置する場合、次のいずれかに該当する工事であること 1)地上に設置する場合、鉄骨造等の雪に耐えられる構造のもの。 2)つららや雪庇を防止するために軒先に設けるもの。	雪止め金具	26,000 円/戸
	フェンス(地上)	200,000 円/戸
	フェンス(軒先)	76,000 円/戸
(4) 安全確保のための設備 ・屋根の雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全帯取付装置(アイボルトの設置等の簡易な設備のみで構成されるものを除く)の設置又は取替工事であること。 ・屋根、外壁に固定され、容易に取り外せるものでないこと。		18,000 円/戸
(5) 風除室設置 ・玄関先の風除室の設置工事であること。 ・増築面積が10㎡以内であること。 ・構造材は金属製又は基礎を有する木製で、面材は容易に破損しないものであること。面材をポリカーボネイト等とした雪囲い等の仮設的な構造でないこと。 ・建築確認申請が必要な場合、確認済証が交付されていること。		78,000 円/戸
(6) 軒先補強 ・屋根の軒折れを防止するために行う、垂木を断面積の大きいものへの交換する工事、垂木の本数を増やす工事又は、垂木に添木を固定する工事であること。 ・屋根の少なくとも一面において全長にわたる施工であること。 ・建築確認申請が必要な場合、確認済証が交付されていること。		10,000 円/m

補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の条件

補助金額

2 バリアフリー化改修工事		
(1) 手すり設置 ・便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路又は道路から玄関に至る経路に手すりを取り付ける工事であること。 ・壁等に固定され、容易に取り外せるものでないこと。	3m以上	6,700 円/箇所
	0.2m以上3m未満	2,000 円/箇所
(2) 段差解消 ・便所、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路又は道路から玄関に至る経路における10mmを超える段差を10mm以下にする工事であること。 ・部屋又は廊下の床を改修し、高さをそろえることで段差を解消すること。 ・部屋又は廊下の床面積によって右記のとおり区分	部屋又は廊下 6畳以上	56,000 円/部屋
	部屋又は廊下 6畳未満	22,000 円/部屋
(3) 開きやすい戸への交換 ・開き戸を引き戸又は折れ戸に交換する工事であること。 ・間取りの変更を伴わないものであること。		12,000 円/箇所
(4) 昇降機等の設置 ・ホームエレベータ、階段昇降機又はこれらに類する設備を設置する工事であること。		170,000 円/箇所
(5) 車いす対応化 ・メーカーが車いす対応のものとして販売しているシステムキッチン又は洗面台の設置工事であること。		44,000 円/箇所

補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の条件

補助金額

3 省エネルギー・断熱化改修工事		
<p>(1) 窓の断熱化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッシの交換、内窓の設置、ドアの交換等の工事であり、改修前よりも開口部の面積が大きくなる工事であること。 ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準1号(3)イにおける3地域の開口部の熱貫流率Uの基準$U \leq 2.3 \text{ W}/(\text{m}^2/\text{K})$(ただし、内窓を除く)を満たすものであること。 ・開口部の面積Sによって右記のとおり区分 		
	大($2.8\text{m}^2 \leq S$)	43,000 円/箇所
	中($1.6\text{m}^2 \leq S < 2.8\text{m}^2$)	23,000 円/箇所
	小($0.2\text{m}^2 \leq S < 1.6\text{m}^2$)	10,000 円/箇所
	内窓 大($2.8\text{m}^2 \leq S$)	25,000 円/箇所
	内窓 中($1.6\text{m}^2 \leq S < 2.8\text{m}^2$)	9,200 円/箇所
	内窓 小($0.2\text{m}^2 \leq S < 1.6\text{m}^2$)	7,800 円/箇所
	ドア	63,000 円/箇所
<p>(2) 外壁等の断熱化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準1号(2)ロにおける3地域の屋根、天井、壁及び床の断熱材の熱抵抗値Rの基準を満たすものであること。 ・建築確認申請が必要な場合は、確認済証が交付されていること。 ・屋根 $R \geq 4.6 \text{ m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ ・天井 $R \geq 4.0 \text{ m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ ・壁 $R \geq 2.2 \text{ m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ ・床 $R \geq 3.3 \text{ m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ ・外気床 $R \geq 5.2 \text{ m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ 		
	屋根	4,900 円/㎡
	天井	4,200 円/㎡
	外壁	2,300 円/㎡
	床	3,500 円/㎡
	外気に接する床	5,500 円/㎡
<p>(3) LED照明器具への交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明器具に交換する工事(電球交換のみは除く) 		
	居室	4,000 円/部屋
	非居室	1,800 円/部屋
<p>(4) 節水型トイレの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ(JIS A 5207 に規定する「節水Ⅱ型(洗浄水量6.5リットル以下)大便器」の性能と同等以上のもの)に交換する工事 		41,000 円/箇所
<p>(5) 高断熱浴槽の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の保温性能等を有する高断熱浴槽(JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの)に交換する工事。 ・既存の浴室と脱衣室間に段差がある場合にあっては段差を解消すること。 		200,000 円/箇所

補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の条件	補助金額
4 防災・減災対策のための改修工事	
(1) 耐震シェルターの設置 ・安全性が評価され、又は耐荷重が示された耐震シェルターの設置工事であること。	180,000 円/箇所
(2) ブロック塀の解体 ・倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定める基準を満たさない住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事であること。 ・造成工事、建物解体工事等を伴わないもの。	3,600 円/m

注意事項

- 同一箇所の工事において、重複して算定することはできません。
- 算定した金額の合計が1万円以上の場合に補助申請できます。
- 補助金額の上限は20万円又は契約金額×15%のどちらか小さいほうとします。